

★市からののお知らせ

市政参加

タウンミーティング

「市民と市長の対話集」

日10月21日(土)午前10時～正午  
多摩湖ふれあいセンター(多摩湖町1-18-16)

申不要、直接会場へ

★手話通訳・要約筆記が必要  
な場合は、開催日の1週間前  
までにファクスで市民協働課  
(☎393・6846)へ

問市民協働課

募集

介護認定調査員(非常勤特別職員)の募集

介護支援専門員、保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、医師、歯科医師又は薬剤師のいずれかの資格を有する、昭和42年4月1日以降に生まれたかた、若干名

内介護認定調査

勤務日12月1日から

報酬月額1万1千800円

選考方法面接

試験日11月14日(火)

※時間と場所は応募者に通知  
します。

申履歴書に必要事項を明記し、  
資格証明書の写しを添えて、  
10月31日(必着)までに郵送  
又は直接高齢介護課(いきいき  
プラザ1階)へ

技能功労者・永年勤続者の推薦を募集

市では、産業振興に貢献された技能功労者および永年勤続者に対し、表彰を行っていただきます。事業団体・商店会・自

治会や、これらに準ずる団体のかたからの推薦をお願いします。

技能功労者の推薦基準

対象技能職建設業、製造業、サービス業

- ①同一技能職の従事年数が30年以上、年齢60歳以上のかた
- ②現に技能職に従事又は指導的立場にあり、同業者および後進の模範となっているかた

永年勤続者の推薦基準

- ①市内の同一事業所に15年以上勤務し、他の模範になっているかた
- ②その他永年にわたり同一職業に専念し、功績があったかた

申産業振興課(北庁舎1階)で配布している推薦書に必要事項を明記し、10月2日(月)13日(金)に直接同課へ

子育て

今どきの子育て事情とは「エンジョイ孫育て講座」

子育て中のパパ・ママにとって祖父母の方々の助けは大きな力になります。一方で、時代とともに変化した子育ての方法に戸惑うかたも多くいます。孫育てに対する不安を解消しながら、今どきの子育て事情やお孫さんとの具体的な関わり方を学びませんか。

日11月11日(土)午後1時30分～3時(15分前から受付開始)

場マルチメディアホール(いきいきプラザ3階)

※東村山市民産業まつりと同日開催のため、車での来場はご遠慮ください。

人お孫さんの誕生を控えたかた、1歳未満のお孫さんがいるかた、最近の子育てに興味のあるかた、先着20名

内子育ての昔と今、お孫さん

との関わり方についてのお話など

講師産師・保健師

申10月5日(木)午前8時30分から電話又は直接子育て支援課(いきいきプラザ3階)へ



もう一度子育てに参加してみませんか

福祉

新しく決まった民生委員・児童委員(老人相談員)の紹介

10月1日付けで新しく次のかたが、厚生労働大臣から「民生委員・児童委員」に委嘱されました。

あわせて、高齢者福祉の向上のために活動していただくため、市の「老人相談員」の委嘱も行いました。

民生委員・児童委員(老人相談員)には、個人の人格を尊重し、秘密を厳守することが法律で義務付けられていますので、気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員(老人相談員)

市川慎吾(☎080・650062172)

担当地域萩山町2丁目12、17

26、13-13-6、13(都営1-3号棟)

瀬戸昌世(☎090・61587355)

担当地域本町2丁目1-3、

7-355)

担当地域青葉町3丁目1-8、

17-33

板垣辰男(☎395・7381)

担当地域

10-14、4丁目1

問地域福祉推進課

手話通訳者の設置

聴覚障害のあるかたが市役所に来庁した際に、行政手続き等の手話通訳を行います。

日毎週水曜日、午前8時30分～正午、午後1時～5時(閉庁日を除く)

場障害支援課(いきいきプラザ1階)

問障害支援課(☎395・2131)

健康

歯科講演会

「歯周病を知る!」

原因から考える効果的な予防・治療

歯周病の進行原因や歯科医が行う検査、治療方法と自宅で行うセルフケアについて学びます。

日10月30日(月)午後2時～3時30分(午後1時40分から受付開始)

場市民センター2階

人市内在住のかた、先着60名

講牧野賢嗣氏(みすみデンタルクリニック院長)

持筆記用具

申不要、直接会場へ

★手話通訳をご希望のかたは10月10日(火)までにご連絡ください。

健康増進課

身体メンテナンス教室

腰痛および姿勢の改善を目的としたストレッチを行います。

日11月2日(木)・9日(木)午前10時～11時30分(全2回)

場スポーツセンター

※車以外での来場にご協力ください。

人市内在住・在勤のかた、35名程度

※運動のできる服装で

申直接(返信用はがき持参)、

電子申請又は往復はがきに必要事項と特記事項を明記し、

10月17日(消印有効)までにスポーツセンター(〒189-0003久米川町3-30-15)へ

特記事項性別・年齢

※参加決定は10月19日(木)以降に通知します。定員に満たない場合は、同日午後1時から

電話で受付(先着順)

★受講時に介助が必要なかたは事前にご相談ください。

問スポーツセンター(☎393・9222)

第31回

60歳以上のかたの体力測定

自分の体力を知り、日常生活を見直す良い機会です。ぜひご参加ください。

日11月12日(日)午前9時～正午(午前8時40分から受付開始)

場スポーツセンター

人市内在住・在勤の60歳以上のかた、60名程度

内身長・体重等の身体測定、握力・長座体前屈などの体力測定

持室内用運動靴、汗拭きタオル、飲み物等

※運動のできる服装で

申直接、電子申請又ははがきに必要事項と特記事項を明記し、10月17日(消印有効)までにスポーツセンター(〒189-0003久米川町3-30-15)へ

特記事項性別・年齢

※参加決定は10月19日(木)以降に通知します。定員に満たない場合は、同日午後1時から

電話で受付(先着順)

★受講時に介助が必要なかたは事前にご相談ください。

問スポーツセンター(☎393・9222)

マイナンバーの本格運用開始

問情報政策課

マイナンバーを利用した「情報連携」と「マイナポータル」について、国では11月上旬頃の本格運用開始に向けて準備を進めています。

情報連携

本格運用が始まると、市は対象の手続きにおいて、他の行政機関が保有している情報を照会できるようになります。

それに伴い、手続きの際に必要なであった添付書類(左表参照)の提出が不要になるため、市民のかたは他の行政機関で添付書類を取得する手間が省けるようになります。

なお、手続きをする際には、マイナンバーの記載と本人確認が必要です。※詳細は各担当課にお問い合わせください。

マイナンバー利用例  
転入時の「児童手当の申請」

従来

前住所地で課税証明書を  
取ってくる必要がある

市役所の担当者が前  
住所地へ情報提供  
ネットワークシステ  
ムを通じて確認

情報連携開始後

前住所地へ書類を取りに行  
く必要がなくなる(添付書  
類の省略)

マイナポータル

マイナポータルの操作性が改善され、情報連携の記録の確認などがしやすくなります。また、Windows・Android専用アプリも公開されますので、ぜひご利用ください。※詳細はホームページ「マイナポータル」をご覧ください。

添付書類の提出が省略できる手続き

手続き	省略可能な添付書類の例	担当課
市営住宅入居等の申請	・住民票 ・課税証明書 ・障害者手帳	管財課
障害児通所支援の申請	・住民票 ・課税証明書 ・障害者手帳 ・生活保護受給証明書	障害支援課
障害福祉サービスの申請	・住民票 ・課税証明書 ・障害者手帳 ・生活保護受給証明書	障害支援課
障害者児・者に対する医療費助成の申請	・住民票 ・課税証明書 ・障害者手帳 ・生活保護受給証明書	子ども総務課
児童手当の認定申請	・課税証明書	子育て支援課
未熟児養育医療に関する申請	・課税証明書	子育て支援課
保育園等の利用に当たっての認定の申請	・障害者手帳 ・児童扶養手当証書	子ども育成課

※申請の内容等により、添付書類が省略できない場合もあります。事前に各担当課にお問い合わせください。

火災事故防止のため、スプレー缶の中身は使い切り、穴は開けず「びん・かん」として捨ててください。問ごみ減量推進課